

子ども・若者支援専門職養成の構想試論

－ユースワークを中心に－

生田周二

(奈良教育大学 次世代教員養成センター (ESD・課題探究教育部門))

A Conception of Professional Training for Support and Care of Children and Young People － Concerning Youth Work －

Shuji IKUTA

(Teacher Education Center for the Future Generation, Nara University of Education)

要旨: 執筆者が研究代表者として展開中の「子ども・若者支援専門職養成に関する総合的研究」(2013～2016年度)は、第一に子ども・若者の自立支援(子ども・若者支援)という教育・福祉的課題に資する専門職の概念と構造の検討、第二に専門職「子ども・若者支援士」(仮称)の養成・研修システムの構築を目的とする。本研究報告では、4つの視点を提示することにより、子ども・若者支援の一環としての「ユースワーク」の位置と定義の整理を行っている。

キーワード: 子ども・若者支援 support and care of children and young people
専門職 profession
養成・研修 education and training

1. はじめに

日本では、欧米諸国と同様に、子ども・若者の家庭から学校、社会への移行が問題になっている。すなわち、学校中退者、不登校、無業青年、失業青年、パート・契約社員などの短期・不安定労働者などの存在がその問題の現象である。この問題の解決には、教育だけでなく、職業紹介・訓練、福祉、医療などの行政が協同して、総合的に取り組まなければならないという認識が、日本で急速に高まっている。それは、「子ども・若者育成支援推進法」(2010年4月1日施行)、同年「子ども・若者ビジョン」(2010年7月23日)の策定などに現れている。また、ユースアドバイザー養成プログラムが展開され、関係者による欧米諸国の視察などが行われている。その中で、更なる取り組みとして、子ども・若者の自立の課題に対応する専門職の研究が求められている。

そうした動向を踏まえ、執筆者が研究代表者となり「子ども・若者支援専門職養成に関する総合的研究」(日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(B)2013～2016年度)を展開中である。研究目的は、第一に子ども・若者の自立支援(子ども・若者支援)という教育・福祉的課題に資する専門職の概念と構造の検討、第二にそれに基づく専門職「子ども・若者支援士」(仮称)の養成・研修システムの構築にある。その際、「自立の4側面」を仮説とし、専門職の4つのコンピテンシー(資質能力)に基づき検討を行うことにある。

本研究報告は、その中間的なまとめである。主に、子ども・若者支援の一環としての「ユースワーク」の位置と定義の整理を本報告の目的とする。

2. 研究の実施計画とこれまでの到達点

2. 1. 研究計画

研究の実施にあたり、下記の通り、子ども・若者支援に関わる現状・課題分析の領域、ならびに専門職養成に向けたカリキュラム編成・構築の領域の2領域・4検討課題を設定した。

I. 現状・課題分析領域の検討課題

(I-1) 不登校・引きこもり問題などを含む「自立の4側面」に即した問題状況の分析

(I-2) 自立を支援する多様な支援システム・取り組みの状況分析

II. 専門職養成に向けたカリキュラム編成・構築領域の検討課題

(II-1) 日本における子ども・若者支援専門職の養成課程ならびに業務の分析

(II-2) ドイツ・イギリスなどヨーロッパにおける子ども・若者支援専門職の養成課程ならびに業務の分析
また、研究計画遂行の上で4つの検討課題に効果的に取り組む実施組織として、研究代表者ならびに研究分担者を発起人にした「子ども・若者支援専門職養成研究所」を2013(平成25)年9月に設立した。

2. 2. 研究の展開状況

研究の進展状況と今後の展開は表1の通りである。なお、本研究は、職員の専門性ならびに職員研修プログラムの構築が一つの課題であるため、ユースワークを事業実施している三つの公益財団法人、すなわち京都市ユースサービス協会、さっぽろ青少年女性活動協会、よこは

まユースと協力関係にある。

2015年度の到達点は、国内外の調査研究に基づき、研修・養成プログラムの枠組み・試案作成を視野に入れた研究展開となっている。その成果の前提となる部分を本報告で示す。

表1 研究の進捗状況と今後の実施計画

領域 年度	Ⅰ 子ども・若者支援に関わる現状・課題分析		Ⅱ 養成カリキュラム編成・構築		実施組織
	1「自立の4側面」問題状況分析	2 支援システム・取り組み分析	1 日本の養成・研修・業務分析	2 欧州の養成・研修・業務分析	
20 13 H25	a) 資料収集:就労、居場所づくり、学童保育、不登校・引きこもり問題等の自立を支援する多様な支援システム・取り組み b) 支援の現状と職員の雇用条件・業務内容・資格要件等 ・ユースワーク ・プレイパーク・野外活動 ・学童保育 ・子ども文化余暇活動支援 ・生活・学習支援 ・就労支援 ・引きこもり・ニート	c) 国内の養成プログラムの情報収集・検討 d) ユースワーカー、学童保育等関連資格の資料収集	e) イギリス、ドイツ、デンマークなどの関連大学・機関等の訪問調査 f) 分析及び集約と課題の整理		研究所発足(9月) 学会での発表(9月) 集中検討学習会の開催(12月) ・報告書刊行(5月)
20 14 H26	a) 子ども・若者支援専門職の歴史と広がり、専門性と専門職の分析軸と見取り図、本研究での方向性の指定 b) 実践分析・業務評価共通フォーマットの作成……「自立の4側面」との関連、支援の方法論、コンピテンシーの枠組みの検討 c) 子ども・若者支援関係施設・職員の専門性の整理 ・ユースワーク関連施設(札幌、横浜、京都の3団体など) ・児童文化・厚生施設等 ・学童保育 ・プレイパーク・野外活動 ・就労支援、引きこもり関連		e) イギリス、ドイツ、デンマーク、韓国などの追加調査		学会での発表(6月)…… a) 学会での発表(9月)…… b), c), e) 定例研究会(9月、11月)…… b), c) 日独シンポの開催(10月)…… e) 総括的研究会の開催(3月)…… c), d) 報告書刊行(3月)
20 15 H27	a) 日本の子ども・若者支援の自立の定義・枠組みと支援システムについて暫定的整理 b) 子ども・若者支援関係施設(学童保育)職員の専門性の整理(6月) c) ユースワーク3団体による相互評価調査の結果分析……子ども・若者支援の取り組みを見据えつつ d) 研修・養成プログラムの枠組み・試案作成(9月～) e) テキスト作成検討 f) 研修プログラム試行実施先の検討……モデルプログラム、コンピテンシー基準に基づく		g) 海外の養成課程・日本における看護・福祉系専門職の養成過程を踏まえつつ、子ども・若者支援専門職の養成課程のプログラム、コンピテンシー基準の視点の提示		学会での発表(6月)…… b), c), g) 学会での発表(9月)…… a), c), d) 三団体調査会議(1月)…… c), d) シンポジウム開催・定例研究会(2月)……a), c), d) 報告書(3月)
20 16 H28					総括的研究会の開催(4月～5月) 学会での発表(6月) 学会での発表(9月) 総括シンポ(2月)

3. 子ども・若者支援の一環としての「ユースワーク」の定義……ユースソーシャルワークを含む

ドイツにおける社会教育 (Sozialpädagogik) ならびにイギリスにおけるユースサービス(youth service)などの動向を踏まえ、下記の視点を提起する。

3. 1. 「家庭・学校とならぶ第三の領域としての子ども・若者支援」という視点

第一に、ドイツでは、学校、家庭と並ぶ第三領域としての青少年援助(Jugendhilfe) が位置し、家庭支援、学

校への移行支援、学校から職業生活への移行支援などの重要な役割を果たしている。具体的には、乳幼児期の保育所、青少年センター・児童館などの青少年文化施設、青少年教育活動、青少年国際交流活動、子ども会・青年団体・スポーツクラブなどの団体活動、ストリートワークや学校ソーシャルワーク、困難を抱える家庭などを背景に持つ青少年のための施設(児童養護施設、自立支援施設など)、少年裁判支援・カウンセリングなどである(生田・大串・吉岡 2011, p.3)。また、その支援を主要な研究対象とする学問分野「社会教育学」 Sozialpädagogik (ゾツィアール・ベタゴギーク) という分野、ならびにそれを担う専門職 Sozialpädagoge (社会教育士、ゾ

ツィアール・ペタゴーク)が存在することである。

第二に、子ども・若者支援専門職の対象領域は、文部科学省委託調査「教育関係 NPO 法人に関する調査研究」を踏まえた下記の例示によれば、大きく 15 領域に分けられる(子ども・若者支援専門職養成研究所「子ども・若者支援専門職の対象領域」2014 年 11 月 30 日定例研究会資料)。こうした領域は、【社会教育】【市民活動】【児童福祉】【教育相談】【障害者福祉】などの側面から支援がされており、【若者支援】としての位置づけを整理する段階にきている。

- ①学校への支援活動 ②地域における学習活動
- ③キャリア教育・職業教育支援
- ④科学技術・ICT 教育 ⑤生涯学習関連施設との連携
- ⑥青少年の学校外活動支援
- ⑦不登校、ニート、ひきこもりに対する支援
- ⑧子ども・大人の居場所づくり
- ⑨家庭教育支援、男女協働参画活動
- ⑩障がい者教育 ⑪環境教育
- ⑫国際協力、外国人支援 ⑬文化・スポーツ振興
- ⑭中間支援 ⑮地域支援、人材の育成

3. 2. 「若者政策の座標軸」としてのユニバーサル・サービスとターゲット・サービスという視点

第一に、ドイツでは、1990 年児童・青年援助法の制定により、第 11 条においてユースワーク(青少年育成活動 Jugendarbeit)、第 13 条においてユースソーシャルワーク(青少年社会福祉援助活動 Jugendsozialarbeit)が明記されている。ユースワークは、すべての若者が利用可能な活動・体験の機会の提供であり、学校外の施設・団体活動による社会参画の促進をねらいとしている。他方、ユースソーシャルワークは、困難を抱える若者への支援を中心に社会への移行を支える役割を果たす。

第二に、同様な区分を、平塚(2012, p. 64-66)はイギリスなどの研究を踏まえ、下記の通り「若者政策の座標軸」として表している。

若者政策の座標軸

1. 誰を支援するのか?

Universal Service

政策の万人向け適応、福祉国家志向

Target Service

特別な必要をもつ人に焦点化、新自由主義志向

2. なにを支援するのか?

包括的な社会参加

積極的シティズンシップと参加

フィンランド「若者法」

教育・訓練志向

教育・訓練・雇用による社会的包摂

EU「若者協定」、NEET 率の低下

3. どのように支援するのか?

実践共同体への参加

「共同体での学び」「共同的な学び」

若者ワークショップ(フィンランド)

個別サービス志向

Personalized Service

情報提供・助言・ガイダンス

パーソナル・アドバイザー設置

日本の若者政策は、「1. 誰を支援するのか?」では、「学校外についてみると、総じてターゲット志向が強い」とする。つまり、ニート、フリーターなど社会参加に困難をもつ子ども・若者に焦点化された取り組み(若者サポート・ステーション、合宿型若者自立プログラム、「子ども・若者支援地域協議会」体制整備モデル事業など)が重点を占めている。

「2. なにを支援するのか?」については、若者支援の公的資金スキームは就業支援を目的・想定した事業が圧倒的だとしている。

「3. どのように支援するのか?」については、「一貫して、子ども・若者のニーズを個人レベルでとらえ、相談・ガイダンス型で個別に対応する支援手法を基本としてきたことが特徴」とし、「現時点では不安定な委託事業にとどまるため、安定的で継続的な『場』づくりに取り組む基盤・条件を欠いた状況にある」としている。

3. 3. ユースの対象化と移行支援の機能

第一に、子ども期とは異なる、思春期以降 30 歳頃までの若者期を対象とした取り組みの必要性から、京都市ユースサービス協会のある京都市は、『はばたけ未来へ!京都市ユースアクションプラン』を作成しユースサービス¹⁾を展開している。とりわけ、「若者の主体的・自主的な行動を促すこと」などにより、「子どもから大人への移行を支援」に重点が置かれている。そのため、0 歳から 18 歳頃までを対象とする『京都市未来こどもはぐくみプラン』の展開とは区分し基本計画を策定している。

第二に、青少年への総合的施策としてのユースサービスの中で、とりわけユースワークは子どもや学生としての世界から職業的世界への“境界横断”(宮崎 2008)のための支援の一環であり、「ユースワーカーの専門的能力に媒介され、3つの層での関わりを構築しながら、ユースワークが目的としているのは、子どもからおとなへの若者の移行を支えること」(水野 2009, p. 164)と整理できる。

第三に、こうしたユースワークは、「若者が、享楽(enjoyment)、挑戦、学習および達成(achievement)を統合した非公式の教育的活動を通して自分自身、他者および社会について学ぶことを援助する」。そのため、ユースワークの主な目的は、「若者の個人的および社会的成長と彼らの社会的包摂」ならびに社会的統合であるといえる。その意味で、「ユースワークは、若者の成長を目的とする社会教育の活動である。同時に若者の社会的包摂と

幸福 (wellbeing) を目指す社会福祉の活動でもある。すなわち、教育や福祉といった枠組みを越えて、若者に対する総合的な支援を行うものである。」(松井 2009, p. 4)

このように、ユースを対象とすることの意味合いは、若者の自主的・主体的な活動の活性化、家庭や学校から社会へと「子どもから大人への移行を支援」、「若者の個人的および社会的成長」を支援し社会的包摂・統合を志向することにある。

3. 4. 三つの層(自分づくり、仲間づくり、地域づくり)での関わりの構築による成長・発達への支援としてのユースワーク……ソーシャルワークとの差異化

ユースを対象とすることの意味合いに関連して、柴野は(2009, p. 186)、ユースワークを「まさにグループ関係を成長志向へと発展させ、その過程においてメンバーのパーソナリティを自己成長へと方向づける適切な技法」であるとし、水野(2009, p. 162)は若者の成長・発達への支援の側面をユースワークの「三つの層」(「個々の若者に関わる活動」、「若者のグループに働きかける活動」、「若者と社会システムやコミュニティとの関係を改善する活動」)として示している(参照:遠藤・水野 2006)。

また水野(2009, p. 163)は、それを担う「ユースワーカー」の3つの機能・役割について下記を提示する。

- ・プログラム活動という「学習」の契機を含んだ内容を提示する役割
- ・グループ活動の組織と運営という「学習集団」運営者としての役割
- ・若者が学んでいくための条件を整え、ワークの効果的な発展を促す役割

以上の通り、三つの層から活動を展開し、若者の成長・発達を支援するという発想は、ソーシャルワークとは大きく異なっている。ソーシャルワーカーとしての社会福祉士²⁾、精神保健福祉士などが展開するソーシャルワークは、クライアントの生活課題や人間関係上の問題解決への支援による人間の福利(ウェルビーイング)の増進が主である。これに関わって、若者個人だけの問題性を問うのではなく、集団や社会との関連の中で問題性を捉えていくという発想について、京都市ユースサービス協会のワーカーは次のように記している(水野・岸田・横江・竹田 2015, p. 223)。

「伝統的にユースワークがもっている、若者を若者自身としてみる視点(若者が問題なのでなく、問題自体が(取り組まれるべき)『問題』なのだ)が、あらためて価値をもつものであり、これからの日本における若者を巡る課題への対応において、一つの有力な考え方の基盤をもたらすものと考えられる。

(中略)札幌、横浜、大阪、神戸などの実践団体には共通する部分が多い。一つは、それらが野外活動やボランティア活動などの集団活動を通じた若者の育成という方法を実践してきたこと、もう一つは日常圏の施設運営

を行っていたこと、三つ目は単なる『健全育成』を超えて、さまざまな課題をもつ若者への関わりができるよう事業を転換してきたことであるが、その際に“梃子”となったのがユースワークの考え方だといえる。」

以上の整理の通り、日本において、ユースワークならびにユースソーシャルワークを定義する際に、第三領域としての子ども・若者支援、ユニバーサル・サービスとターゲット・サービスの区分と連動、ユースを対象とすることの意義・役割、若者支援の三層構造と移行支援の視点が重要となる。その視点からの試案が次項である。

4. 定義(試案)……Universal型のユースワーク、Target型のユースソーシャルワーク

特に日本において指摘すべき点は、すべての若者の活動や参画の機会の拡充を図るユニバーサル型のユースワーク(1)を基本的なものとし、その上でターゲット型のユースソーシャルワーク(2)が展開されるべきである。

(1) ユースワークは、家庭・学校・職業生活以外の場面において、子ども・若者(以下、若者)の思い・関心・願いに寄り添いつつ、若者の主体的・自主的な行動を促し、そして共に関わり企画し決定すること(共同決定・共同形成)を促す機会の提供や場づくりなどを行う。それにより、若者が自己決定し、場や集団・社会における役割と責任を担い、参画するよう発達を支援することを目的とする。ユースワークの領域に含まれる主なものは以下の通りである。

- 演劇・陶芸・園芸などの芸術的・文化創造的活動
- スポーツ、リクリエーション活動
- 野外活動・環境学習活動
- 国際交流・多文化共生・人権学習的活動
- 職業との関連を志向するキャリア教育的活動
- 地域連携・ボランティア活動
- 居場所づくり・相談活動

(2) とりわけ、社会的不利益、あるいは個人的困難のため課題に直面し、家庭、学校、職場に居場所がない若者に対しては、若者自身の自己のアイデンティティの拠り所となる場や人との関わりの機会の提供や社会的な関係性の構築など、自立に向けた支援を行う。その支援により、社会的・職業的移行を促し、社会的統合(社会の一構成員としての関与とともに、相互理解・交流の促進による共同意識の形成)を図る。

以上の取り組みを担うユースワーカーは、プログラムの企画・運営、施設の管理運営の一部担当などの権限を持って、若者に対応することになるが、その専門性は何なのかが第一の課題となる。第二に若者の課題に向き合いつつ、多様な資源、行政施策と関連づけ、つなぐこと

はできるが、コーディネートする機能はどこまで持てるのか、第三に非行傾向のある若者や引きこもる若者への対応、就業支援の問題など、困難さと複雑さを伴う社会的な課題の解決や改善に、関係機関・団体と連携してどこまで貢献できるのかなども合わせて課題となる。

5. 今後の課題

今後の課題としては、次の点を指摘できる。

- (1) ユースワークの役割とユースワーカーの専門性のさらなる検討
- (2) 研修・養成カリキュラムならびに認証システムの構築・整備に向けた検討
- (3) 今回取り上げなかった「自立」については、関連する学会などの先行研究を踏まえた、さらなる整理・検討
なお、「自立」概念は、達成すべき目標概念ではなく、ユースワークなどの移行支援を行う上で、支援の側面の検討や課題整理をするための操作的な概念と考えられる。

注

- 1) 京都市(2011, p.5) : 青少年の自発性を重視しながら、“楽しさとチャレンジ”を含んだ経験を通じた学びを特徴とした実践的な取組です。
 - ・自然とふれあう体験や、歴史や文化とかかわる体験及び人と人との交わりを通じた学びの機会を提供する役割
 - ・子どもから大人への移行を支援する役割 “子ども世界から大人世界への移行”と“学校世界から「社会に出る」際の移行”
 - ・青少年のチャレンジ等を支援し、社会の中で成長することを後押しする役割

すべての青少年にとっての社会的経験の場を開き、その上で特別な課題に直面した青少年には個別の支援を行えるよう、様々な領域の資源を生かしながら、子どもから大人までの移行期間全般に包括的なかかわりを構築することを、ユースサービスの目標としています。
- 2) 社会福祉士の倫理綱領(2005)より「ソーシャルワークの定義」(IFSW: 2000) : 「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。」

参考文献

生田周二・大串隆吉・吉岡真佐樹(2011)『青少年育成・

援助と教育-ドイツ社会教育の歴史、活動、専門性に学ぶ-』有信堂。

生田周二(2014)「子ども・若者支援専門職の構想とその取り組み」、月刊社会教育、704号 pp.41-47。

埋橋孝文・大塩まゆみ・居神浩編著(2015)『子どもの貧困/不利/困難を考える II -社会的支援をめぐる政策的アプローチ-』ミネルヴァ書房。

埋橋孝文・矢野裕俊編著(2015)『子どもの貧困/不利/困難を考える I -理論的アプローチと各国の取組み-』ミネルヴァ書房。

遠藤保子・水野篤夫(2006)「青少年を支援する専門職(ユースワーカー)養成と力量形成: ランカスター大学セイント・マーチンズ・カレッジのカリキュラムを中心として」、立命館人間科学研究、12号 pp.45-54。

京都市(2011)『はばたけ未来へ! 京都市ユースアクションプラン 第3次京都市青少年育成計画[基本計画]』。

G ジョーンズ、C ウォーレス(2004)『若者はなぜ大人になれないのか-家族・国家・シティズンシップ』(宮本みち子監訳) 新評論。

立石麻衣子(2011)「若者を対象とする社会教育職員(ユースワーカー)の専門性に関する一考察」、部落問題研究、第198号 pp.2-28。

萩原健次郎(2001)「子ども・若者の居場所の条件」田中治彦編著『子ども・若者の居場所の構想』学陽書房 pp.51-65。

樋口明彦(2004)「現代社会における社会的排除のメカニズム」、社会学評論、217 pp.2-18。

平塚真樹(2012)「子ども・若者支援の政策と課題」田中治彦・萩原健次郎編著『若者の居場所と参加』東洋館出版社 pp.52-69。

松井祐次郎(2009)「若年者の就業支援」『青少年をめぐる諸問題総合調査報告書』国立国会図書館 pp.166-189。

水野篤夫(2004)「実践をふりかえる方法としての事例研究と職員の力量形成」日本社会教育学会編『成人の学習』東洋館出版 pp.173-185。

水野篤夫(2009)「子ども・若者と社会教育: 今求められるユースサービス」上杉孝實・小木美代子監修『未来を拓く子どもの社会教育』学文社 pp.144-168。

水野篤夫・遠藤保子(2007)「ユースサービスの方法とユースワーカー養成のプログラム開発-ユースワーカー養成に関する研究会の議論から-」、立命館人間科学研究、14号 pp. 85-98。

水野篤夫・竹田祐子・横江美佐子・竹田明子(2015)「日本と海外の若者支援の取り組み」埋橋孝文・大塩まゆみ・居神浩編著、前掲書、pp.219-245。

宮崎隆志(2008)『『ユースワーカー』の養成・研修に関する実践的研究』、マツダ財団研究報告書、Vol.20 pp.25-35。